

消 第 7 3 0 号
平成29年3月30日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様
一般社団法人新潟県LPガス協会長 様
新潟県冷凍空調設備保安協会長 様

新潟県防災局消防課長

各種災害に関する使用料・手数料の免除の取扱いについて(通知)

被災者支援の一環として、各種災害により被災した施設の変更工事及び自宅又は職場等の不動産、自家用車等の動産が被災された方が紛失・汚損した免状の再交付等について、下記の手数料の全額を免除しておりますが、平成29年4月以降の取扱いについて下記のとおりとすることにしましたのでお知らせします。ついては、会員への周知をお願いいたします。

記

1 手数料の種類

(1) 高圧ガス保安法関係手数料

- ア 製造施設及び第一種貯蔵所の変更許可手数料
- イ 完成検査手数料(アにかかるもの)
- ウ 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の再交付手数料

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

- ア 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本交付手数料
- イ 貯蔵施設、充てん設備等の変更許可手数料
- ウ 完成検査手数料(イにかかるもの)
- エ 液化石油ガス設備士免状の再交付及び書換え手数料

2 平成29年4月以降の取扱い

(1) 廃止：平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震

※平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震については、一定期間を経過し、減免見込件数が減少傾向にあること等を踏まえ、平成29年3月末日限りで廃止します。

(2) 継続：平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災

※免除期間は、被災した日から平成30年3月末日までの期間となります。

3 添付書類

通常の申請書類の他に、市町村が発行する「り災(被災)証明書」または「り災(被災)届出証明書」等、公印が捺印されているものの写しを添付する。

5 照会先

詳しくは、消防課高圧ガス保安係へ照会してください。
(電話025-282-1666)